

地方自治法第199条第7項の規定により報告した財政援助団体監査（特定非営利活動法人なごみ、特定非営利活動法人三楽）及び指定管理者監査（船坂小学校跡施設管理運営委員会）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和6年7月2日

西宮市監査委員	福田 雅 至
同	金 崎 健太郎
同	板 戸 史 朗
同	中 村 衣 里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
特定非営利活動法人 なごみ	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月28日
特定非営利活動法人 三楽	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月29日
船坂小学校跡 施設管理運営委員会	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月22日

措置の内容

別紙のとおり

西育成発第 12-2 号
令和 6 年 5 月 28 日
(2024 年)

西宮市監査委員	石原	俊彦	様
同	福田	雅至	様
同	板戸	史朗	様
同	中村	衣里	様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | こども支援局 |
| 2 監査結果報告名 | 財政援助団体監査結果報告
(特定非営利活動法人 三楽・運営等事業費) |
| 3 監査結果提出日 | 令和 5 年 11 月 20 日 報告監第 5 号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

特定非営利活動法人 三楽・運営等事業費

財政援助団体監査結果報告に基づき講じた措置(運営等事業費) (令和5年11月20日付報告監第5号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P27・28

1 財政援助団体

(1) 適正な補助事業の経理

法人は、補助事業者として、運営等補助金要綱に従い、施設毎の出納関係帳票を早急に整備し、正確な数値の把握を適時行えるようにされたい。そして、それらの情報の裏付けとなる関係資料とともに市に報告できるように補助事業に関する経理事務の内容や体制について見直しを行われたい。併せて経理事務の管理や責任について経理規程に定めるなど、明確化されたい。

また、法人は、本監査の対象施設だけでなく、同様の運営等補助金要綱に基づき補助金の交付を受け、本市で運営している他の施設についても、補助金実績報告書の再点検を含めて見直しを行われたい。

(講じた措置)

法人として、施設毎の出納関係帳簿を整備するため職員を1名増員いたしました。併せて経理事務の管理や責任についての経理規程についての改定も行い、6月開催予定の理事会に答申いたします。

また、今回の監査対象以外の施設（アフタースクール丸橋・アフタースクール夙川）については補助金実績報告書を市に再提出いたしました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P28

2 所管部局

(1) 適正な運営等補助金要綱の改正

本補助金は、国の制度に連動するものであり、国の制度が改正された際には速やかに運営等補助金要綱の改正手続を行う必要がある。そのため、所管部局は、計画的に事務を行い、改正要綱は、その決裁処理が完了したのちに施行しなければならないことを徹底されたい。

(講じた措置)

国の制度が改正された際には、速やかにかつ適切に対応するため、計画的に事務を行い、改正要綱はその決裁処理が完了したのちに施行することを徹底してまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P28

2 所管部局

(2) 適正な補助金の支払い

補助金の増額分の支払いについて、個別の決裁により一部の交付を留保し、事業の確定時に残額を交付することは、補助金制度における事務の公平性や透明性の点から適切ではない。個別の決裁手続で行うのではなく、運営等補助金要綱に具体的な内容と手続を記載するよう見直されたい。

(講じた措置)

令和5年度より、一部の交付を留保し事業の確定時に残額を交付する運用を取りやめ、運営等補助金要綱第7条に即した支払いとしております。

(要改善事項)

監査結果報告書 P28

2 所管部局

(3) 適正な補助金の執行確認及び法人の指導監督

本補助金は、補助基本額と補助対象経費の比較により、少ない方の額を補助金額とする補助メニューが多いことから、実績額の把握が不可欠である。補助金の実績報告書の確認や審査の際には、提出書類の有無や報告書類の表面上の数値の確認にとどまらず、その裏付けとなる資料を基に実績額を確認するように審査の方法を見直されたい。

また、今回の監査では、法人において、補助金の経理が適切に行われていないことが判明したことから、法人に交付した他の施設の補助金についても、収支の裏付け資料に基づく再点検を行われたい。

さらに、書面指導監査や実地指導監査の際には、補助事業の実績額の把握につなげるために、補助金の経理に関して確認すべき内容を整理したうえで、監査項目に追加するなど改善されたい。

(講じた措置)

補助金の実績報告書の確認や審査の際には、その裏付けとなる資料を基に全ての実績額を確認する必要がありますが、審査に係る負担を考慮し、事業実施に必要な経費の多くを占める人件費の実績を重点的に確認いたします。それに合わせて、人件費の実績を確認できる書類の提出を求めるよう、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付要綱を改正しました。なお、人件費以外の裏付け資料についても必要に応じて提出を求める場合があることも事業者へ改めて周知しました。

書面指導監査や実地指導監査の確認すべき内容など、見直してまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P29

2 所管部局

(4) 仕入控除税額の確認

補助金は特定収入であるため、消費税を含む補助金の交付を受けた場合、本補助金は預かり消費税の対象とはならず、法人が仕入控除を受けた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受けたこととなり、当該仕入控除税額分の補助金を返還しなければならない。したがって、仕入控除を受けていない場合であっても、その状況が分かる資料を提出させて事実確認を行うよう改められたい。

(講じた措置)

仕入控除税額報告書及び返還がない事業者であることの挙証資料の提出を求め、確認いたしました。

2 所管部局

(5) 適正な公文書の作成及び管理

決裁処理において、決裁日はいつの時点で意思決定が行われたかを示すものであることから、決裁日に記載もれがないように徹底されたい。

また、法人からの提出書類に訂正や再提出があった際には、その経過を把握したうえで適切に書類を整理し、保存されたい。

(講じた措置)

適正な公文書の管理のため、決裁日の記載の徹底や提出書類の管理について、適切に行ってまいります。

1 所管部局

今回の監査において、所管部局における補助金の実績報告書の確認や法人の指導監督について、十分に機能していなかったことが明らかになり、その改善を求めたところである。

しかし、所管部局は今回監査対象とした施設以外にも民間の施設に対し、多数の補助金の交付を行い、また、40を超える育成センターの指定管理業務の管理も行っている。これらのすべてを、これまでどおりの手法で適正に管理するには、マンパワーが不足していることも事実である。したがって、今後は、こども支援局だけではなく、同種の課題を抱える部署をはじめとして、庁内で課題を共有し、全庁を挙げて実施可能で有効な管理手法を検討されたい。

(講じた措置)

全庁的にマンパワーが不足している現状、増員については困難が予測される中、まずは課内において実施可能でこれまで以上に有効な管理手法を検討してまいります。